

福岡県クリーンビーチ推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、地域住民等と行政との協働を促進し、地域が一体となった海岸愛護の意識を醸成するとともに、海岸環境の美化を図ることを目的として、地域住民等が、県知事が管理している海岸において、海岸愛護活動を行う「クリーンビーチ推進事業」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地域住民等 自治会、学校、NPO法人、企業、農協、漁協その他の団体
- 二 海岸愛護活動 漂着ごみ清掃等の海岸清掃活動
- 三 海岸愛護団体 県知事の登録を受け、海岸愛護活動を行う地域住民等
- 四 活動区間 海岸愛護活動を行う範囲として、県知事の登録を受けた区間

(登録)

第3条 海岸愛護団体として当該事業の支援を受けようとする地域住民等は、県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする地域住民等は、次の各号に掲げる書類を管轄する県土整備事務所（支所を含む。）に提出しなければならない。

- 一 海岸愛護団体登録申請書（様式第1号）
- 二 役員名簿（様式第2号）
- 三 会員名簿（様式第3号）
- 四 規約
- 五 活動予定報告書（様式第4号）
- 六 活動区間を示した図面
- 七 活動区間の写真

3 県土整備事務所長（支所長を含む。以下、「所長」という。）は、前項各号に掲げる書類の提出があったときは、速やかに意見を付して県知事に送付しなければならない。

4 県知事は、送付された書類が、次の各号に掲げる基準に適合するときは、第4条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き遅滞なくその登録をするものとする。

- 一 県知事が管理している海岸において、組織的・継続的に海岸愛護活動を行うこと。
- 二 地域に根付いた団体であること。
- 三 会員数が25名以上の団体であること。
- 四 活動区間において、毎年2回以上の海岸愛護活動を行うこと。
- 五 既に認定されている団体については、原則として新たに登録申請を行わないこと。
- 六 他の海岸愛護団体の活動区間と重複しないこと。

5 県知事は、第4項の登録をしたときは、速やかにその旨を申請者及び所長に通知するものとする。

(登録の拒否等)

第4条 県知事は、第3条第1項の登録の申請をした海岸愛護団体の会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を拒否するものとする。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員。

二 同法第二条第二号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者。

三 前2号に掲げる場合のほか、クリーンビーチ推進事業にふさわしくないと認められる理由があるとき。

2 県知事は、第3条第1項の登録を受けた海岸愛護団体が、次の各号に該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

一 第3条第4項各号の基準に反したとき、又は虚偽の申請で登録を受けたとき。

二 会員が、前項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(傷害・賠償責任保険の加入)

第5条 県知事は、第3条第1項の登録を行ったときは、当該海岸愛護団体の会員を被保険者とする傷害・賠償責任保険に加入するものとする。

(報償金の支給)

第6条 所長は、第3条第1項の登録を行った団体に対し、予算の範囲内において1年間につき、1団体5万円を報償金として交付する。

2 団体の会員以外の参加者3人以上と協働して、年2回以上の海岸愛護活動を行なった団体については、報償金の支給限度額を年5万円から7万円に増額することができる。

3 報償金の交付を受ける団体の代表者は、交付を受ける際に当該報償金の使用明細書（様式第7号）及び活動を継続する団体にあつては次年度の報償金使用計画書（様式第8号）をそれぞれ知事に提出しなければならない。

(需用品の支給)

第7条 所長は、希望する登録団体等に対し年2万円を限度に、軍手・長靴など活動に必要なものを、予算の範囲内で支給する。

2 団体の会員以外の参加者3人以上と協働して、年2回以上の海岸愛護活動を行なう団体については、需用品の支給限度額を年2万円から4万円に増額することができる。

(表示板の設置)

第8条 海岸愛護団体（原則、企業を母体とする海岸愛護団体に限る。）は、所長に申し出て当該活動区間内に団体名や活動内容を表示する看板（以下、「アダプトサイン」という。）を、設置してもらうことができる。

2 前項の申し出は、第3条第1項の登録の申込みのときに行わなければならない。

3 海岸愛護団体は、アダプトサインの記載内容及び設置場所について、所長の承認を得なければならない。

（活動予定報告）

第9条 海岸愛護団体は、年度当初に活動予定報告書（様式第4号）を所長に提出するものとする。

（実績報告）

第10条 海岸愛護団体は、年1回、その活動について、活動実績報告書（様式第5号）により所長に報告するものとする。

2 所長は、前項の規定により報告された活動実績報告書の内容を確認し、第3条第4項各号の活動内容を満たしている場合は、活動実績承認書（様式第6号）を海岸愛護団体に交付するものとする。

3 前項に基づき活動実績承認書を交付した所長は、活動実績年度の翌年4月10日までに県知事へ写しを送付し、県知事はこれを保管する。

（事故報告）

第11条 海岸愛護団体は、海岸愛護活動を行っているときに事故が発生した場合は、事故が発生した日から起算して7日以内に所長に報告しなければならない。

2 所長は前項の報告を受けたときは速やかに県知事に報告するものとし、県知事は第5条に規定する傷害・賠償責任保険に係る保険金の請求の手続を行うものとする。

（表彰）

第12条 所長は、第10条第1項の報告を受けた場合において、海岸愛護団体の活動が特に顕著であり、他の模範となるものであると認めるときは、優良団体表彰推薦書（様式第9号）により県知事へ推薦するものとする。

2 県知事は、前項の推薦書を受領した場合は、表彰を行い、表彰状を贈呈することができる。

（登録の変更及び廃止等）

第13条 海岸愛護団体は、登録に係る内容を変更しようとするときは、その内容を所長に届け出なければならない。

2 海岸愛護団体は、その活動を休止、又は、廃止しようとするときは、その旨を所長に届け出なければならない。

3 所長は、第4条第2項の規定により登録が取り消されたとき、又は前項の規定による届出があったときは、アダプトサインを速やかに撤去しなければならない。

(報償金の返還)

第14条 県知事は、報償金の給付を受けた海岸愛護団体の活動内容に、虚偽や不正があると認めるときは、報償金の返還を求めることができる。

(需用品相当額の返還)

第15条 県知事は、需用品の給付を受けた海岸愛護団体の活動内容に、虚偽や不正があると認めるときは、需用品相当額の返還を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。